

参考3 工場・事業場に対する排水規制等について

1 排水規制の概要

水質汚濁防止法（以下、「法」という。）により、汚水又は廃液を排出する施設として種々の特定施設が定められています。特定施設を設置する製造業、サービス業等の工場・事業場（特定事業場）からの排出水には、濃度規制と総量規制が適用されており、その概要は表1のとおりです。

濃度規制としては、pH、BOD等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質に係るものがあり、全国一律に基準が定められています。

さらに本県では、水質保全を一層推進するため、条例により全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めています。

また、総量規制としては、COD、窒素及びりんが規制項目として定められています。

表1 愛知県における排水規制等の概要

物質又は項目名		規制時期	根 拠	排水基準適用対象
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	S46.6.24 S47.4.1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	<ul style="list-style-type: none">日平均排水量(以下同じ)50 m³以上排出する特定事業場50 m³未満の特定事業場を含む(水域、業種等により対象規模等が異なる)
	窒素、りん	S60.7.15 H5.10.1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none">特定の湖沼及びその流入河川に50 m³以上排出する特定事業場※伊勢湾及びその流入河川に50 m³以上排出する特定事業場(※を除く)
濃度規制	カドミウム、鉛、シアン、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	S46.6.24	水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none">すべての特定事業場(上乗せ条例により一部地域でシアンを規制している。)
健康項目	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	H1.10.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタニ他10物質	H6.2.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	ほう素、ふっ素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	H13.7.1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,4-ジオキサン	H24.5.25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制	COD	S55.7.1	水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none">伊勢湾及びその流入河川に50 m³以上排出する特定事業場
	窒素、りん	H14.10.1	水質汚濁防止法	
指導値	COD	S56.7.1	小規模事業場等 排水対策指導要領	<ul style="list-style-type: none">総量規制基準適用外事業場のうち一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)
	窒素、りん	H15.10.1		

(注) 上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

資料：県環境局

2 伊勢湾の水質浄化に対する取組

閉鎖性水域である伊勢湾の水質改善を図るため、昭和 55 年から有機汚濁物質の指標である COD と、平成 14 年から富栄養化の原因物質である窒素及びりんについて、国が定めた総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を推進しており、平成 29 年には第 8 次の計画を策定しています。

また、総量規制基準が適用されない小規模事業場に対しては、小規模事業場等排水対策指導要領を定め、COD、窒素及びりんについて汚濁負荷量の削減を指導しています。

表2 総量削減計画の経緯

		総量削減計画 策定年月	目標年度	削減目標	削減目標量	実績負荷量
				計画策定時 の実績		
第1次	COD	昭和 55 年 4 月	昭和 59 年度	172 t／日	163 t／日	163 t／日
第2次	COD	昭和 62 年 5 月	平成元年度	163 t／日	153 t／日	153 t／日
第3次	COD	平成 3 年 3 月	平成 6 年度	153 t／日	142 t／日	136 t／日
第4次	COD	平成 8 年 7 月	平成 11 年度	136 t／日	127 t／日	122 t／日
第5次	COD	平成 14 年 7 月	平成 16 年度	122 t／日	110 t／日	104 t／日
	窒素			78 t／日	73 t／日	70 t／日
	りん			8.7 t／日	7.6 t／日	6.1 t／日
第6次	COD	平成 19 年 6 月	平成 21 年度	104 t／日	93 t／日	90 t／日
	窒素			70 t／日	66 t／日	63 t／日
	りん			6.1 t／日	5.4 t／日	5.0 t／日
第7次	COD	平成 24 年 2 月	平成 26 年度	90 t／日	82 t／日	79 t／日
	窒素			63 t／日	62 t／日	58 t／日
	りん			5.0 t／日	4.9 t／日	4.6 t／日
第8次	COD	平成 29 年 6 月	平成 31 年度	79 t／日	74 t／日	—
	窒素			58 t／日	57 t／日	—
	りん			4.6 t／日	4.4 t／日	—

資料：県環境局

総量規制基準は、事業所を 215 種の業種その他の区分に分類し、その区分ごとに定められた化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量及びりん含有量の値 (C 値) と、特定排出水の最大排水量によって以下のとおり算定されます。

1 法第 4 条の 5 第 1 項の規定による総量規制基準は、次に掲げる算式により算定した汚濁負荷量となります。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

この式において、L、C 及び Q は、それぞれ次の値を表したものとします。

$$\left\{ \begin{array}{l} L \text{ 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)} \\ C \text{ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値 (該当告示※の別表第3欄 (1) に掲げる値) (mg/l) } \\ Q \text{ 特定排出水の量 (m³/日)} \end{array} \right.$$

2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、次に掲げる算式により算定した汚濁負荷量となります。

$$L = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_o \cdot Q_o) \times 10^{-3}$$

この式において、 L 、 C_j 、 C_i 、 C_o 、 Q_j 、 Q_i 及び Q_o は、それぞれ次の値を表したものとします。(ただし、窒素含有量及びりん含有量の場合は上記算式のうち、 C_j 、 Q_j に該当するものはありません)

L	排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)
C_j	該当告示※の別表(3)に掲げる値 (mg/l)
C_i	該当告示※の別表(2)に掲げる値 (mg/l)
C_o	該当告示※の別表(1)に掲げる値 (mg/l)
Q_j	平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(窒素含有量及びりん含有量の場合を除く) (m³/日)
Q_i	昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間(窒素含有量及びりん含有量の場合は、平成14年10月1日以後)に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日)
Q_o	特定排出水の量 (Q_j 及び Q_i を除く) (m³/日)

※該当告示

項目	該 当 告 示
COD	平成29年 愛知県告示 第286号
窒 素	平成29年 愛知県告示 第287号
り ん	平成29年 愛知県告示 第288号

3 地下水汚染未然防止のための取組

平成24年6月1日に施行された改正水質汚濁防止法により、有害物質(※)による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、公共用水域への水の排出の有無にかかわらず、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存が義務付けられています。

※規制対象となる有害物質は、水質汚濁防止法施行令第2条に規定されるカドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の全28項目(令和2年11月1日現在)

問 合 せ 先

排水規制についての問合せ、ご相談は、下記の機関で取り扱っています。

- ・所轄の県民事務所等環境保全課
- ・名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市 環境保全担当
- ・愛知県環境局環境政策部水大気環境課 TEL (052) 954-6222

参考4 湿水の状況

愛知県では、水の安定供給を図るためダム等の水資源開発に努めています。

ダム等の水源施設は、経済性を考慮しつつ、概ね10年に1回程度発生する湿水に対応できるよう計画されていますが、近年は少雨の年と多雨の年の降水量の差が次第に大きくなるとともに、集中豪雨が頻発する一方で、梅雨時でも雨が降らないなど、1年の中でも雨の降り方にはらつきが発生していることから、湿水発生の危険性が高まっています。

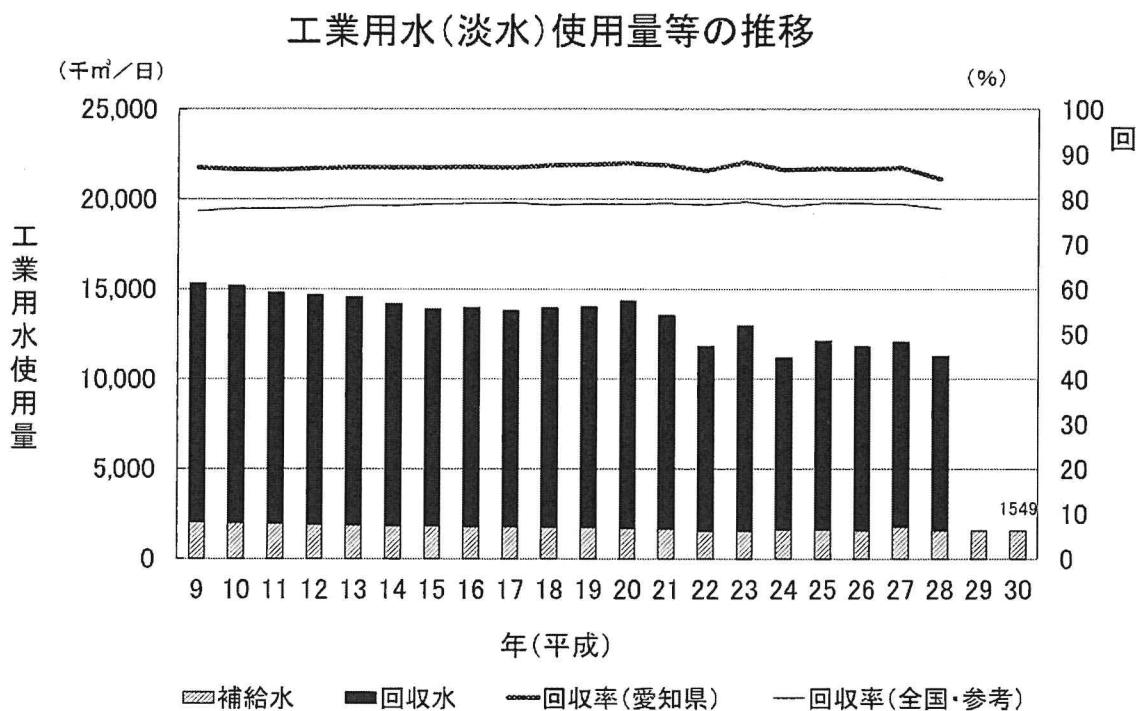
異常気象により、いつ大湿水が起こるとも限りません。水は生命の源であり、産業活動を支える重要な資源です。この大切な水もけっして豊富でなく、いまや限りある貴重な資源となっていることを十分認識する必要があります。

〈愛知県における近年の節水の状況〉

年			平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年			
水系	ダム	用途	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率		
木曽川	牧尾ダム	生活用水		5		10		20		10				
		工業用水												
		農業用水												
	岩屋ダム	生活用水		10		20		20		20				
		工業用水												
		農業用水												
	阿木川ダム 味噌川ダム	生活用水		20		40		30		15				
		工業用水												
矢作川	矢作ダム	生活用水		30		40		30		15				
		工業用水												
		農業用水												
豊川	宇連ダム 大島ダム	生活用水		15		15		15		15				
		工業用水												
		農業用水												

資料：県建設局

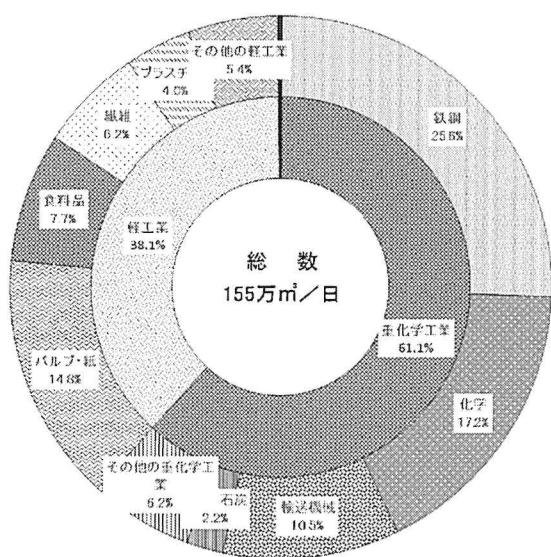
参考5 工業用水の使用状況（従業者30人以上の事業所）



※平成 29 年工業統計調査から回収水は調査対象外となったため、平成 28 年以降のデータはない。

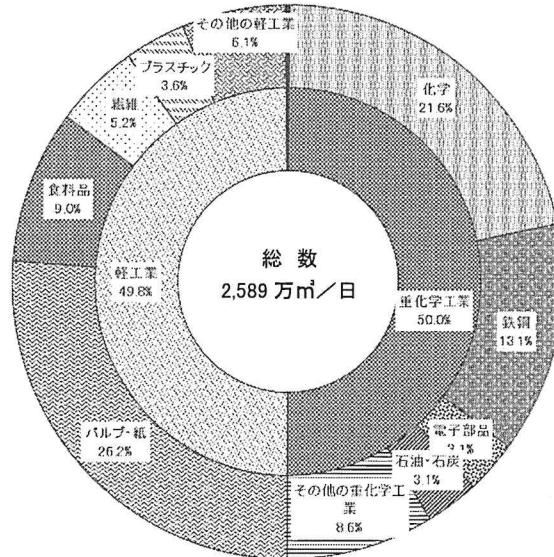
業種別部門別工業用水使用量（淡水のみ）

構成比（愛知県・平成 30 年）



業種別部門別工業用水使用量（淡水のみ）

構成比（全国・平成 30 年）



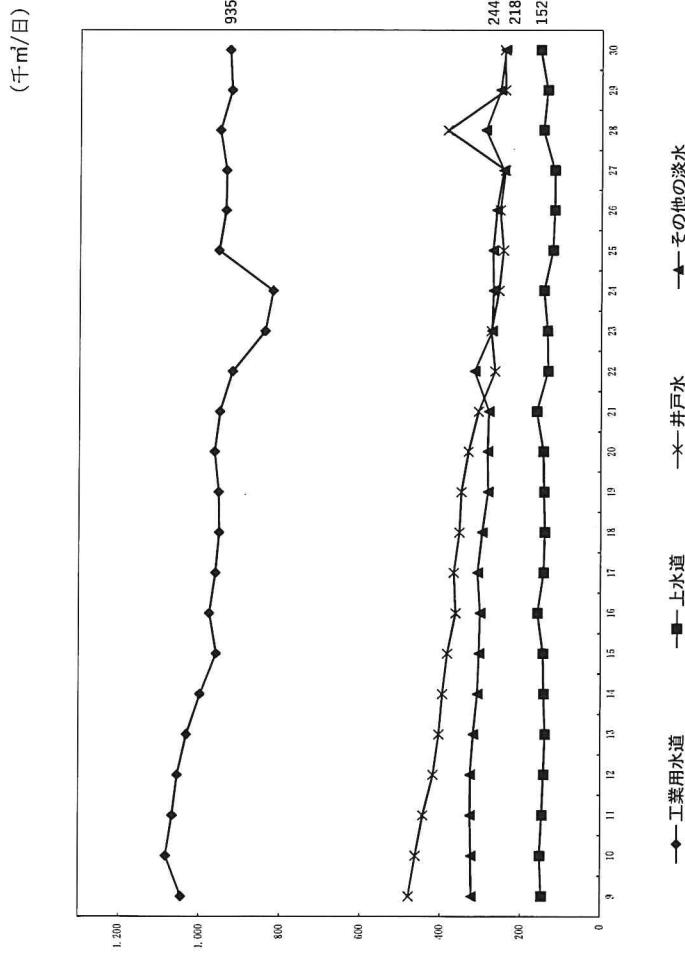
出典：2019 年工業統計調査（平成 30 年実績）

水源別工業用水使用量の推移

水源	年次	水源別工業用水使用量の推移			単位：千m ³ /日)	
		3	4	5		
事業所	4,211	4,152	4,061	4,001	3,908	3,876
総	16,749	18,694	18,715	17,453	17,305	17,954
淡	水	16,001	16,176	16,050	14,730	14,741
工業用	水道	1,141	1,151	1,115	978	1,017
上	水道	167	159	150	147	147
井	戸水	572	553	527	530	492
その他の淡水	370	338	328	325	323	325
回取水	13,751	13,975	13,930	12,750	12,749	13,259
海水	2,748	2,518	2,665	2,723	2,764	2,826

※平成29年工業統計調査から回収水、海水は調査対象外となつたため、平成28年以降のデータはない。

水源別淡水補給水使用量の推移



出典：2019年工業統計調査（平成30年実績）

平成30年 産業中分類別 工業統計総括表（工業用水関係）

(従業者 30人以上の事業所)

産業中分類	1日当たり水源別用水量(淡水)			
	合計	公共水道		井戸水
		工業用水道	上水道	
製造業計	1,549,374	934,713	152,397	217,939
09 食料品製造業	119,662	32,646	17,248	69,766
10 飲料・たばこ・飼料製造業	25,158	6,751	9,353	9,053
11 繊維工業	95,901	36,319	738	20,395
12 木材・木製品製造業	5,435	3,139	2,267	25
13 家具・装備品製造業	1,118	232	840	46
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	229,880	35,274	2,220	12,561
15 印刷・同関連業	2,174	6	1,803	361
16 化学工業	266,940	248,836	3,797	11,073
17 石油製品・石炭製品製造業	34,232	33,570	247	415
18 プラスチック製品製造業	61,283	13,366	16,716	16,677
19 ゴム製品製造業	17,270	6,784	1,298	4,800
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	55	-	19	36
21 糜業・土石製品製造業	31,994	16,334	3,785	10,878
22 鉄鋼業	396,147	367,687	24,095	4,193
23 非鉄金属製造業	24,216	20,907	1,214	2,064
24 金属製品製造業	23,606	2,679	9,397	11,382
25 はん用機械器具製造業	8,568	2,115	3,181	2,368
26 生産用機械器具製造業	9,954	2,082	4,467	3,398
27 業務用機械器具製造業	2,930	151	2,232	546
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	8,200	3,209	1,296	3,646
29 電気機械器具製造業	17,378	10,073	5,206	2,094
30 情報通信機械器具製造業	566	54	470	42
31 輸送用機械器具製造業	163,153	90,544	39,460	31,751
32 その他の製造業	3,554	1,955	1,048	369

単位：用水量 m³

出典：2019年工業統計調査（平成30年実績）

